第75期

定時株主総会
招集ご通知

文化シヤッター

日時　2021年6月22日（火曜日）
午前10時

場所　東京都文京区西片一丁目17番3号
文化シヤッター株式会社
本社　2階ホール

決議事項

第1号議案　剰余金処分の件
第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第3号議案　監査等委員である取締役5名選任の件

証券コード：5930



当事業年度のご報告に先立ちまして、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、お亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申しあげますとともに、体調を崩されている全ての皆様に心よりお見舞いを申しあげます。また、昼夜を問わず最前線で対応されている医療従事者ならびに関係者の皆さまに深く敬意を表し感謝申しあげます。

令和３年４月１日付で、潮崎敏彦（現 代表取締役会長）の後任として、代表取締役社長に就任した小倉博之でございます。お客様、お取引先、地域社会の皆様ならびに当社グループの先人・先輩の皆様からご愛顧、ご支援をいただくことで、前任者達が築いてきた事業基盤を継承し、微力ながら当社グループのさらなる発展に邁進する所存でございます。

さて、当社グループでは、当事業年度より新たな３カ年の中期経営計画をスタートさせ、『未来を切り開く、快適環境のソリューショングループをめざして』を基本テーマとして掲げ、急激に変化する社会環境に主体的に対応し、未来志向で事業の発展に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

2021年6月

代表取締役社長

小倉 博之

目 次

第75期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	20
連結計算書類	44
計算書類	46
監査報告	48
株主メモおよびトピックス	56

社是

誠実 誠実とは心のふれあいである。
真心のふれあいで信頼は生まれる。

努力 努力とは想像する行為の持続力である。

奉仕 奉仕は自発的な行為、
行動でお客様や社会のお役に立つこと。

経営理念

私たちは、常にお客様の立場に立って行動します
私たちは、優れた品質で社会の発展に貢献します
私たちは、積極性と和を重んじ日々前進します

ＣＳＲ憲章

１．成長と共に
２．社会と共に
３．地球と共に
４．働く仲間と共に

証券コード　5930
2021年５月31日

株　主　各　位

東京都文京区西片一丁目17番３号
文化シヤッター株式会社
代表取締役会長　潮　崎　敏　彦

第75期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第75期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2021年６月21日（月曜日）午後５時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　2021年６月22日（火曜日）午前10時

２．場　　所　　東京都文京区西片一丁目17番３号
文化シヤッター株式会社　本社　２階ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　１．第75期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第75期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役５名選任の件

４．議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年６月21日（月曜日）午後５時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、４頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照のうえ、2021年６月21日（月曜日）午後５時30分までに行使してください。

(3) 書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、「会社の支配に関する基本方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第21条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.bunka-s.co.jp/ir/individual/meeting.html）に掲載することにより、株主の皆様にご提供いたしております。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。

また、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.bunka-s.co.jp/）に掲載させていただきます。

【新型コロナウイルス感染拡大に伴う当社株主総会ご来場に関するご検討のお願い】

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当社第75期定時株主総会につきましては、議決権行使書のご返送やインターネット等により議決権を行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めてご検討くださいますようお願い申しあげます。

特に感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様におかれましては、感染の回避を最優先にお考えいただきたく、慎重なご検討、ご判断をお願い申しあげます。

なお、ご来場をされる場合には、マスクを着用するなどご自身および周囲への感染予防にご配慮賜りますようお願い申しあげます。また、会場にて体調不良と見受けられる株主様には、当社運営スタッフがお声掛けして入場をお控えいただくことがございますことを予めご了承くださいますよう合わせてお願い申しあげます。

●インターネット等による議決権行使の方法につきましては、４頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照いただきますようお願いいたします。

●毎年株主総会終了後に開催しております「株主懇談会」につきましては、感染拡大防止の観点から、本年も中止いたします。

●その他当社株主総会に関する件は、下記の当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

当社IR情報／株主総会　https://www.bunka-s.co.jp/ir/individual/meeting.html

●当日は、当社役員全員がマスク着用にて出席する旨および当社運営スタッフがマスク着用にて対応させていただく旨をご了承いただきますようお願いいたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時　2021年6月22日（火曜日）午前10時

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限　2021年6月21日（月曜日）午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト（https://www.web54.net）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限　2021年6月21日（月曜日）午後5時30分入力完了分まで

① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。

② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」および「パスワード」をご通知いたします。

③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※ 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

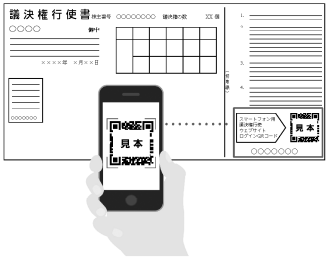

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

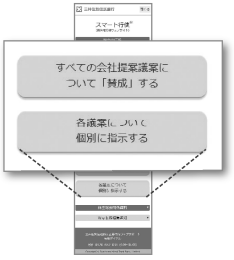

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

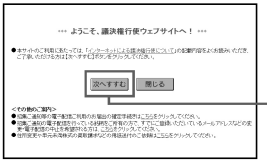

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9:00～21:00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、財務体質の強化と安定的な利益確保により、株主の皆様への安定配当を継続する基本方針ならびに当事業年度の業績を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	5,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金	5,000,000,000円

２．期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金27.5円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は1,972,203,117円となります。

（2020年12月１日に中間配当金として１株につき12.5円を支払済みでありますので、当事業年度の配当金は１株につき40円となります。）

(3) 剰余金の配当の効力発生日

2021年６月23日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、代表取締役および社外取締役３名を含む監査等委員会で構成される事前会議において検討を行い、監査等委員会は全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者およびその選任理由は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位・担当	
1	潮崎　敏彦（しおざき　としひこ）	代表取締役会長	再任
2	小倉　博之（おぐら　ひろゆき）	代表取締役社長　執行役員社長	再任
3	嶋村　悦典（しまむら　よしのり）	取締役専務執行役員設計、施工、新事業、商品開発担当	再任
4	藤田　義徳（ふじた　よしのり）	取締役常務執行役員営業担当	再任
5	三田　充（みた　みつる）	取締役常務執行役員東日本事業本部長	再任
6	市川　治彦（いちかわ　はるひこ）	取締役常務執行役員業務担当	再任
7	山﨑　浩樹（やまさき　ひろき）	取締役上席執行役員西日本事業本部長	再任

（注）当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者に対して損害倍書がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者番号 1

潮崎 敏彦（しおざき としひこ）

1947年（昭和22年）12月13日生まれ

再任

■略歴、地位および担当

1970年（昭和45年）３月　当社入社
1984年（昭和59年）４月　当社福岡工場長
1987年（昭和62年）４月　当社福岡支店長
1990年（平成２年）４月　当社千葉支店長
1993年（平成５年）４月　当社システム部長
1998年（平成10年）10月　当社人事部長
2006年（平成18年）４月　当社執行役員人事部長
2007年（平成19年）４月　当社執行役員業務担当
2007年（平成19年）６月　当社取締役上席執行役員業務担当
2009年（平成21年）４月　当社取締役上席執行役員企画管理本部長
2011年（平成23年）４月　当社取締役常務執行役員業務担当
2012年（平成24年）６月　当社取締役専務執行役員業務担当
2016年（平成28年）４月　当社代表取締役社長　執行役員社長
2021年（令和３年）４月　当社代表取締役会長
（現在に至る）

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■所有する当社の株式数

87,300株

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

潮崎敏彦氏は、1970年の入社以来、製造部門や営業部門、本社管理部門の責任者を歴任するなど、あらゆる業務における幅広い経験を有しております。2007年の当社取締役就任以後は、主に管理部門およびグループ会社の業務執行を統括し、当社グループの業容拡大に貢献しております。また2016年の代表取締役社長就任以後は、新たに策定した中期経営計画の実行を牽引するなど、取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。

候補者番号 2

小倉 博之（おぐら ひろゆき）

1955年（昭和30年）３月24日生まれ

再任

■略歴、地位および担当

1980年（昭和55年）７月　当社入社
2002年（平成14年）４月　当社南九州支店長
2005年（平成17年）４月　当社九州特販支店長
2008年（平成20年）４月　当社中四国支社長
2010年（平成22年）４月　当社執行役員九州支社長
2011年（平成23年）４月　当社執行役員西日本事業本部長
2011年（平成23年）６月　当社取締役上席執行役員西日本事業本部長
2016年（平成28年）４月　当社取締役上席執行役員ビル建材事業本部長
2018年（平成30年）４月　当社取締役常務執行役員営業担当
2021年（令和３年）４月　当社代表取締役社長　執行役員社長
（現在に至る）

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■所有する当社の株式数

26,100株

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

小倉博之氏は、1980年の入社以来、主に営業部門における幅広い業務経験や専門的知見を有しております。2011年の当社取締役就任以後は、西日本エリアの営業部門責任者、大手ゼネコン担当部門の責任者、そして当社営業部門の統括責任者を歴任するなど、当社グループの業容拡大に貢献し、取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。

候補者番号 3

しまむら　よしのり
嶋村 悦典

1955年（昭和30年）３月１日生まれ

再任

■略歴、地位および担当

1978年（昭和53年）４月　当社入社
2003年（平成15年）４月　当社住建支社技術室長
2008年（平成20年）４月　当社商品開発部長
2010年（平成22年）４月　当社執行役員商品開発部長
2011年（平成23年）４月　当社執行役員商品開発担当　兼　商品開発部長
2011年（平成23年）６月　当社取締役上席執行役員商品開発担当　兼　商品開発部長
2013年（平成25年）４月　当社取締役上席執行役員新事業、新商品担当　兼　商品開発部長
2014年（平成26年）４月　当社取締役上席執行役員新事業、新商品担当
2018年（平成30年）４月　当社取締役常務執行役員製造、設計、施工、新事業、商品開発担当
2020年（令和２年）４月　当社取締役常務執行役員設計、施工、新事業、商品開発担当
2021年（令和３年）４月　当社取締役専務執行役員設計、施工、新事業、商品開発担当
（現在に至る）

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■所有する当社の株式数

43,600株

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

嶋村悦典氏は、1978年の入社以来、主に技術部門における幅広い業務経験や専門的知見を有しております。2011年の当社取締役就任以後は、技術部門および新事業、新商品開発をはじめとして製造部門、設計・施工部門等の担当役員として当社グループの業容拡大に貢献し、取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。

候補者番号 4

ふじた　よしのり
藤田 義徳

1955年（昭和30年）10月５日生まれ

再任

■略歴、地位および担当

1983年（昭和58年）４月　当社入社
2003年（平成15年）４月　当社福岡支店長
2007年（平成19年）４月　当社広島支店長
2010年（平成22年）４月　当社ドア・パーティション事業部三部長
2011年（平成23年）４月　当社九州支店長
2014年（平成26年）４月　当社執行役員九州支店長
2016年（平成28年）４月　当社常務執行役員西日本事業本部長
2017年（平成29年）６月　当社取締役上席執行役員西日本事業本部長
2019年（平成31年）４月　当社取締役上席執行役員東日本事業本部長
2021年（令和３年）４月　当社取締役常務執行役員営業担当
（現在に至る）

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■所有する当社の株式数

6,737株

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

藤田義徳氏は、1983年の入社以来、主に西日本エリアの営業部門やドア、パーティションの営業部門等における幅広い業務経験や専門的知見を有しております。2017年の当社取締役就任以後は、主に西日本エリアおよび東日本エリアの営業部門責任者として、当社グループの業容拡大に貢献し、取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。

候補者番号 5　三田（みた）　充（みつる）　1958年（昭和33年）12月４日生まれ　再任

■略歴、地位および担当

1982年（昭和57年）４月　当社入社
2001年（平成13年）４月　当社多摩支店長
2005年（平成17年）４月　当社神奈川支店長
2009年（平成21年）４月　当社福岡支店長
2011年（平成23年）４月　当社中部支店長
2013年（平成25年）４月　当社執行役員特需事業本部長
2014年（平成26年）４月　文化シヤッターサービス株式会社代表取締役社長
2018年（平成30年）４月　当社常務執行役員ビル建材事業本部長
2018年（平成30年）６月　当社取締役上席執行役員ビル建材事業本部長
2021年（令和３年）４月　当社取締役常務執行役員東日本事業本部長
（現在に至る）

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■所有する当社の株式数

12,100株

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

三田充氏は、1982年の入社以来、主に営業部門における幅広い業務経験や専門的知見を有しております。その後、2013年からは新事業部門の責任者、2014年からは当社製品のアフターメンテナンス等を手掛けるグループ会社の社長を歴任し、2018年の当社取締役就任以後は、主に大手ゼネコン担当部門の責任者として、当社グループの業容拡大に貢献し、取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後の当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。

候補者番号 6

いちかわ　はるひこ
市川 治彦

1960年（昭和35年）１月27日生まれ

再任

■略歴、地位および担当

1983年（昭和58年）４月　当社入社
2007年（平成19年）４月　当社人事部長
2012年（平成24年）４月　当社人事総務部長
2013年（平成25年）４月　当社執行役員人事総務部長
2016年（平成28年）４月　当社常務執行役員業務担当
2018年（平成30年）６月　当社取締役上席執行役員業務担当
2021年（令和３年）４月　当社取締役常務執行役員業務担当
（現在に至る）

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■所有する当社の株式数

10,500株

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

市川治彦氏は、1983年の入社以来、主に本社管理部門における人事・労務や総務等の専門的知見を有するほか、営業推進部門における幅広い業務経験も有しております。2016年以後は経理、財務、グループ経営等を含めた本社管理部門の統括責任者、2018年の当社取締役就任後も同様に本社管理部門の統括責任者として、当社グループの業容拡大に貢献しております。

このような理由から、今後の当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。

候補者番号 7 | 山崎 浩樹（やまさき ひろき） 1961年（昭和36年）12月８日生まれ 再任

■略歴、地位および担当

1985年（昭和60年）４月　当社入社
2007年（平成19年）４月　当社四国支店長
2009年（平成21年）４月　当社関西特販支店長
2011年（平成23年）４月　当社中四国支店長
2015年（平成27年）４月　当社西日本事業本部業務部長
2016年（平成28年）４月　当社営業企画部長
2017年（平成29年）４月　当社執行役員営業企画部長
2019年（平成31年）４月　当社常務執行役員西日本事業本部長
2019年（令和１年）６月　当社取締役上席執行役員西日本事業本部長
（現在に至る）

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■所有する当社の株式数

3,000株

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

山崎浩樹氏は、1985年の入社以来、主に営業部門において、西日本エリアの営業部門やゼネコン営業担当部門などにおける、幅広い業務経験や専門的知見を有しております。2016年の営業企画部門責任者就任以後は、全社の営業政策立案等に従事し、2019年より西日本エリアの営業部門責任者として、同年の当社取締役就任後も同様に西日本エリアの営業部門責任者として、当社グループの業容拡大に貢献しております。

このような理由から、今後の当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。

第３号議案　監査等委員である取締役５名選任の件

監査等委員である取締役（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、代表取締役および社外取締役３名を含む監査等委員会で構成される事前会議を経て、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者およびその選任理由は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位・担当	
1	松山　成強（まつやま　なりゆき）	常務執行役員ＣＳＲ統括部長	新任
2	飯名　隆夫（いいな　たかお）	取締役監査等委員（社外取締役・非常勤）	再任
3	藤田　昇三（ふじた　しょうぞう）	取締役監査等委員（社外取締役・非常勤）	再任
4	阿部　和史（あべ　かずふみ）	取締役監査等委員（社外取締役・非常勤）	再任
5	早坂　善彦（はやさか　よしひこ）	－	新任

（注）１．飯名隆夫、藤田昇三、阿部和史の３氏は、社外取締役の候補者であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

２．早坂善彦氏は、新任の社外取締役候補者であり、本議案が承認可決された場合には、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

３．飯名隆夫氏は、2015年６月から当社社外取締役に就任しており、その就任期間は、本総会終結の時をもって６年間であります。

４．藤田昇三、阿部和史の両氏は、2017年６月から当社社外取締役に就任しており、その就任期間は、本総会終結の時をもって４年間であります。なお、両氏は2016年６月から2017年６月まで、当社社外監査役に就任しており、その就任期間は１年間であります。

５．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者に対して損害倍書がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者番号 1

松山 成強（まつやま なりゆき）

1955年（昭和30年）５月27日生まれ

新任

■略歴、地位および担当

1987年（昭和62年）９月　当社入社
2006年（平成18年）４月　当社小山工場生産管理部長
2009年（平成21年）４月　当社経営企画部新事業開発室長
2013年（平成25年）４月　当社ＣＳＲ統括部長
2015年（平成27年）４月　当社執行役員ＣＳＲ統括部長
2021年（令和３年）４月　当社常務執行役員ＣＳＲ統括部長
（現在に至る）

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■所有する当社の株式数

6,159株

■監査等委員である取締役候補者として指名する理由

松山成強氏は、1987年の入社以降、当社の商品開発部門ならびに製造部門において業務に従事し、当社製品の開発や製造に関する豊富な知識、経験を有していることに加えて、傘下に法務機能および内部監査機能等を有するＣＳＲ統括部長としての相当程度の実務経験および知見も有しております。

このような理由から、当社の経営チェックに有効であると判断し、新たに同氏を監査等委員である取締役候補者として指名いたします。

候補者番号 2

飯名 隆夫（いいな たかお）

1947年（昭和22年）10月27日生まれ

再任

■略歴、地位および担当

1970年（昭和45年）４月　東急建設株式会社入社
2002年（平成14年）６月　同社取締役
2004年（平成16年）６月　同社取締役兼常務執行役員
2005年（平成17年）６月　同社代表取締役兼専務執行役員
2010年（平成22年）４月　同社代表取締役兼副社長執行役員
2012年（平成24年）６月　同社顧問
2013年（平成25年）６月　同社顧問退任
2015年（平成27年）６月　当社取締役（社外取締役・非常勤）
2017年（平成29年）６月　当社取締役監査等委員（社外取締役・非常勤）
（現在に至る）

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■所有する当社の株式数

8,100株

■監査等委員である社外取締役候補者として指名する理由および期待される役割の概要

飯名隆夫氏は、2015年の当社取締役就任以後、当社取締役会をはじめとした重要会議において意見を述べるなど適切に取締役の業務執行の監督を行っております。

また、他社での経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的かつ中立的な立場から当社の経営チェックを行うことができるものと判断し、同氏を引き続き、監査等委員である社外取締役候補者として指名いたします。

候補者番号 3

ふじた　しょうぞう
藤田 昇三

1948年（昭和23年）８月１日生まれ

再任

■略歴、地位および担当

1976年（昭和51年）４月　検事任官
1986年（昭和61年）４月　在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部一等書記官
1990年（平成２年）４月　東京地方検察庁検事
1997年（平成９年）４月　法務省刑事局刑事課長
2001年（平成13年）７月　東京地方検察庁総務部長
2003年（平成15年）９月　佐賀地方検察庁検事正
2008年（平成20年）１月　最高検察庁公安部長
2010年（平成22年）６月　広島高等検察庁検事長
2010年（平成22年）12月　名古屋高等検察庁検事長
2011年（平成23年）８月　定年退官
2011年（平成23年）９月　弁護士登録（東京弁護士会）
2012年（平成24年）４月　株式会社整理回収機構取締役
2012年（平成24年）６月　同社代表取締役社長
2015年（平成27年）10月　同社代表取締役社長退任
2015年（平成27年）11月　奥野総合法律事務所・外国法共同事業入所
2016年（平成28年）６月　当社監査役（社外監査役・非常勤）
2017年（平成29年）６月　当社取締役監査等委員（社外取締役・非常勤）
2018年（平成30年）10月　奥野総合法律事務所・外国法共同事業退所
2019年（平成31年）２月　藤田昇三法律事務所設立
（現在に至る）

■重要な兼職の状況

アセットマネジメントＯｎｅ株式会社　取締役監査等委員（社外取締役・非常勤）
株式会社エコス　取締役（社外取締役・非常勤）
三機工業株式会社　監査役（社外監査役・非常勤）

■当社との特別の利害関係

なし

■所有する当社の株式数

4,300株

■監査等委員である社外取締役候補者として指名する理由および期待される役割の概要

藤田昇三氏は、2016年の当社監査役就任以後、当社取締役会をはじめとした重要会議で意見を述べるなど適切に取締役の業務執行の監督を行っております。

また、主に法曹界での要職を歴任し、法律の専門家として豊富な知識と幅広い見識を有しており、特に法令順守の分野において、客観的かつ中立的な立場から当社の経営チェックを行うことができるものと判断し、同氏を引き続き、監査等委員である社外取締役候補者として指名いたします。

候補者番号 4

阿部 和史（あべ かずふみ）

1951年（昭和26年）４月３日生まれ

再任

■略歴、地位および担当

1974年（昭和49年）４月　住友軽金属工業株式会社（現　株式会社ＵＡＣＪ）入社
2000年（平成12年）６月　同社購買部長
2006年（平成18年）４月　同社執行役員購買部長
2010年（平成22年）４月　同社常務執行役員管理本部副本部長
2013年（平成25年）６月　同社監査役
2013年（平成25年）10月　同社常勤監査役
2015年（平成27年）６月　同社常勤監査役退任
2016年（平成28年）６月　当社監査役（社外監査役・非常勤）
2017年（平成29年）６月　当社取締役監査等委員（社外取締役・非常勤）
（現在に至る）

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■所有する当社の株式数

4,300株

■監査等委員である社外取締役候補者として指名する理由および期待される役割の概要

阿部和史氏は、2016年の当社監査役就任以後、当社取締役会をはじめとした重要会議で意見を述べるなど適切に取締役の業務執行の監督を行っております。

また、他社における豊富な実務経験および監査役として職務経験を有しており、客観的かつ中立的な立場から当社の経営チェックを行うことができるものと判断し、同氏を引き続き、監査等委員である社外取締役候補者として指名いたします。

候補者番号 5

早坂 善彦（はやさか よしひこ） 1953年（昭和28年）３月５日生まれ

新任

■略歴、地位および担当

1975年（昭和50年）４月	前田建設工業株式会社　入社
1999年（平成11年）11月	同社東関東支店建築部長
2005年（平成17年）４月	同社東関東支店支店長
2007年（平成19年）１月	同社関東支店執行役員支店長
2008年（平成20年）６月	同社常務執行役員支店長
2010年（平成22年）６月	同社取締役常務執行役員支店長
2011年（平成23年）４月	同社取締役常務執行役員支店長
2012年（平成24年）４月	同社取締役専務執行役員本部長
2017年（平成29年）７月	同社専務理事
2017年（平成29年）７月	株式会社エフビーエス・ミヤマ（現　株式会社エフビーエス）取締役会長
2019年（平成31年）４月	同社取締役相談役
2019年（令和１年）７月	前田建設工業株式会社顧問
2020年（令和２年）４月	株式会社エフビーエス相談役（現在に至る）

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■所有する当社の株式数

０株

■監査等委員である社外取締役候補者として指名する理由および期待される役割の概要

早坂善彦氏は、大手建設会社の経営に携わってきたことによる幅広い見識や建設業界における豊富な知識および実務経験を有しており、客観的かつ中立的な立場から当社の経営チェックを行うことができるものと判断し、同氏を新たに社外取締役候補者として指名いたします。

なお、同氏は当社の取引先の出身者ですが、直近事業年度における連結売上高に対する取引金額の割合は１％未満と軽微であり、独立性を有しております。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

〔2020年４月１日から
2021年３月31日まで〕

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当事業年度の事業の状況のご報告に先立ちまして、当社は、2020年12月25日付で、国土交通省関東地方整備局から建設業法に基づく営業の停止命令を受けました。本件に関し、お客さまをはじめ関係する皆さまに多大なるご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申しあげます。

これは、2010年６月９日に公正取引委員会より独占禁止法に違反する行為があったとして排除措置命令を受け、当社はこれまで審判手続きにおいて異議申し立てを行っておりましたが、2020年８月31日付で公正取引委員会から、当社の申し立てを棄却する旨の審決を受け、当社はこれを受け入れましたので、同命令が確定したものです。

当社といたしましては、本処分を真摯に受け止めるとともに、今後もコンプライアンスのより一層の徹底と再発防止に取り組む等さらなる体制の強化を図り、信頼の回復に全力を尽くしてまいる所存です。

未だに全世界での流行に収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症につきましては、お亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申しあげますとともに、体調を崩されている全ての皆さまに心よりお見舞いを申しあげます。

また、昼夜を問わず最前線で対応されている医療従事者ならびに関係者の皆さまに深く敬意を表し感謝申しあげます。

それでは、当社グループの事業の状況についてご報告申しあげます。

当事業年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、2020年４月に全国を対象とした緊急事態宣言が発出され、外出自粛および休業要請等の影響により企業活動や個人消費に甚大な影響が及びました。その後５月に宣言が解除された以降は、緩やかながら景気に持ち直しの動きも見られましたが、冬季に向けて感染の再拡大が深刻化し、景気回復の足取りは鈍化しました。また、現在においては、新たに新型コロナウイルス変異株の脅威が生じ、先行きの見通せない極めて深刻な状況が続いております。

当社グループを取り巻く建設・住宅業界におきましても、民間設備投資が減少傾向にあることに加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

そのような状況の中、当社グループの売上高につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い受注活動の制限を余儀なくされた影響等により、1,731億４千３百万円（前年度比6.0%減）となりましたが、利益面におきましては、仕入コストや工事原価の低減など、当社グループの全部門において利益の確保に全力で取り組みました結果、営業利益は105億１千４百万円（前年度比10.8%増）、経常利益は119億１千万円（前年度比19.1%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益につきましても83億９千９百万円（前年度比27.2%増）となりました。

事業部門別の状況につきましては、以下のとおりであります。

【シャッター関連製品事業】

シャッター関連製品事業につきましては、大型物流倉庫および大型商業施設向け重量シャッター等が低調に推移しましたので、売上高は639億８千７百万円（前年度比4.5%減）となりましたが、現場毎の採算性等の改善に取り組みました結果、営業利益につきましては75億８千２百万円（前年度比5.8%増）となりました。

【建材関連製品事業】

建材関連製品事業につきましては、大型商業施設向けスチールドアおよび戸建て・集合住宅向け建材関連製品等が低調に推移しましたので、売上高は730億９千３百万円（前年度比7.9%減）となりましたが、現場毎の採算性等の改善に取り組みました結果、営業利益につきましては22億７千６百万円（前年度比182.9%増）となりました。

【サービス事業】

サービス事業につきましては、緊急修理対応や定期保守メンテナンス契約等が低調に推移しましたので、連結子会社文化シヤッターサービス株式会社の業績を含めまして、売上高は242億８千７百万円（前年度比3.8%減）となり、営業利益につきましても37億６百万円（前年度比17.0%減）となりました。

【リフォーム事業】

リフォーム事業につきましては、ビルの改修等を手掛けるリニューアル事業や住宅用リフォームに注力しておりますが、特に新型コロナ感染拡大防止に伴う受注制限の影響を受けて住宅用リフォーム事業が低調に推移しましたので、連結子会社ＢＸゆとりフォーム株式会社の業績を含めまして、売上高は52億２千万円（前年度比26.5%減）となり、利益面におきましては１億７千９百万円の損失計上の止むなきにいたりました。

【その他事業】

その他事業につきましては、社会問題化しているゲリラ豪雨や集中豪雨等に対する浸水防止用設備を手掛ける止水事業が堅調に推移しましたので、売上高は65億５千４百万円（前年度比19.1%増）となり、営業利益につきましても11億１百万円（前年度比53.2%増）となりました。

② 設 備 投 資 の 状 況

当事業年度中の設備投資額は33億９千１百万円で、その主なものは、当社および子会社の事業所等における建屋ならびに設備の更新、維持費用であります。

③ 資 金 調 達 の 状 況

当社は、効率的な資金調達および財務基盤の安定化を図るため、2020年10月から2023年10月までの３年間を期間として、取引金融機関と融資限度枠70億円のコミットメントライン契約を締結しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社の連結子会社ＢＸ文化工芸株式会社は2020年４月１日付をもって、同じく当社の連結子会社ＢＸティアール株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅いたしました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当する事項はありません。

(2) 対 処 す べ き 課 題

【新中期経営計画について】

今後の当社グループを取り巻く市場環境につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大は収束するまでに長期化することが想定され、将来に対する不確実性が世界的に拡がる状況の中で、大都市圏における再開発プロジェクトをはじめたとした施工物件の工期遅延や受注活動の制限等による受注状況の悪化懸念など、先行きが見通せない状況が依然として続くものと思われます。

このような状況のもと、当社グループでは、当事業年度より新たな３カ年の中期経営計画をスタートさせ、『未来を切り開く、快適環境のソリューショングループをめざして』を基本テーマとして掲げ、急激に変化する社会環境に主体的に対応し、未来志向で事業の発展に取り組んでまいります。

初年度である当事業年度は「生産性向上に向けたＰＤＣＡ実践の徹底」を方針として、シャッター事業やドア事業等の「基幹事業」について受注・売上の拡大を推し進めるとともに、今後の当社グループの発展を担う「注力事業」のさらなる強化、ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）による生産ラインの自動化・省人化、業務プロセスのデジタル化など社会環境の変化に応じた働き方改革、設計・施工の能力強化、国内外におけるグループシナジーの最大化などの施策に取り組んでまいります。

【新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応】

新型コロナウイルス感染症に対しては、お客様やお取引先様、当社グループ従業員およびその家族等をはじめとするすべてのステークホルダーの安全確保と感染拡大防止を最優先に考え、政府や自治体の発令や方針に応じるとともに、出勤時のマスクの着用やアルコール消毒の徹底はもとより、不要不急の出張・社内行事の自粛、リモート会議の実施、感染者発生時における対応等について定めた独自の「新型コロナウイルス対応ガイドライン」を策定し、安全確保と事業継続に向けた対策に取り組んでおります。

また、通勤時の感染リスクや職場での密状態回避の観点から在宅勤務や時差出勤を導入し、政府の緊急事態宣言が解除された後も継続して実施しております。

【多様な働き方支援への取り組み】

当社グループでは、全ての従業員が働きがいを持って業務に従事できるよう、多様な働き方を支援する取り組みを推し進めております。

「労働時間の見える化」による長時間労働の抑制やICT（情報通信技術）環境の整備による在宅勤務や時差出勤の導入等に取り組むとともに、育児休業制度や介護休業制度など、従業員のワークライフバランスを重視し個々人のライフスタイルに柔軟に対応できる人事制度の拡充など、性別や国籍等の別なく全ての従業員が活躍できる職場環境の構築に取り組んでおります。あわせて、社内基幹システムの刷新に伴い、業務効率や生産性の向上をさらに追求することで「働き方の改革」を推し進めてまいります。

【気候変動リスクへの対応について】

当社グループでは、気候変動リスクへの対応を早急に解決すべき重要課題だと捉えており、温室効果ガスの排出削減等に取り組む“緩和”の側面としては、「グループ環境方針」に則った事業活動におけるエネルギー使用の合理化および電気需要の平準化等の継続した取り組みに加えて、新たにグループ内各部門に跨がるプロジェクトとして「脱炭素ワーキンググループ」を設置し、SBT（民間企業における科学的根拠に基づいた温室効果ガスの排出量削減目標の設定）に対応すべく、脱炭素情報の共有および施策の見直し等について、具体的な検討等を開始しております。また、商品開発分野においても100%リサイクル建材や環境配慮商品などのラインアップをさらに拡充し、環境負荷軽減への取り組みを推し進めております。

一方で、変化する気候の影響を将来にわたり回避・軽減する“適応”の側面としては、社会問題化しているゲリラ豪雨や集中豪雨等による建物等の防災ソリューションとして、公共団体や企業のBCP支援、店舗や住宅の浸水被害対策など、多様な場所や用途に対応できる止水関連商品のラインアップの拡充やお客様や利用者様等への適時的確なご提案を推し進めております。

【法令等の順守について】

当社は、2020年12月25日付で、国土交通省関東地方整備局から建設業法に基づく営業の停止命令を受けました。

当社といたしましては、本処分を真摯に受け止めるとともに、公正な事業環境の中で利潤を追求し、事業活動を通じて広く社会に貢献することが社会との信頼関係を構築することであると強く再認識し、当社事業に関連する諸法令や規則等についての学習や知識の習得をはじめとした再発防止に取り組むことで、さらなるコンプライアンス体制の強化を図ってまいります。

また、働く仲間を尊重しあう風土づくりをめざし、差別やハラスメントについて正しい知識を身につけるための教育や研修等についても積極的に取り組んでおります。

【ＣＳＲの推進について】

当社グループでは、事業活動の原点である「社是（誠実・努力・奉仕）」をはじめとして、企業活動における行動指針である「経営方針」や、「CSR憲章」を常に意識して事業に取り組んでおり、今後においても、企業の持続的成長・発展のための重要なテーマであるESG（環境・社会・ガバナンス）およびSDGs（持続可能な開発目標）を重視しながらCSR（企業の社会的責任）を一層積極的に推し進めていくことで、当社グループの企業価値向上と、持続可能な社会の発展に向けた取り組みを強化してまいります。

このように、当社グループは「快適環境のソリューショングループ」として、次なる時代を見据え、刻々と変化する社会的課題の解決をめざして事業に取り組んでまいる所存です。

株主の皆さまにおかれましては、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(3) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

項目＼期別	第 72 期 2017年度	第 73 期 2018年度	第 74 期 2019年度	第 75 期 2020年度 (当事業年度)
売上高	百万円 155,515	百万円 174,661	百万円 184,239	百万円 173,143
経常利益	百万円 7,681	百万円 10,801	百万円 10,003	百万円 11,910
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円 3,195	百万円 7,294	百万円 6,603	百万円 8,399
1株当たり当期純利益	円 44.57	円 101.74	円 92.11	円 117.16
総資産	百万円 153,778	百万円 162,085	百万円 165,874	百万円 168,350
純資産	百万円 70,195	百万円 74,179	百万円 77,157	百万円 84,482
1株当たり純資産額	円 979.11	円 1,032.44	円 1,073.97	円 1,175.90

(注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は自己株式を除く期末発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

項目＼期別	第 72 期 2017年度	第 73 期 2018年度	第 74 期 2019年度	第 75 期 2020年度 (当事業年度)
売上高	百万円 114,215	百万円 118,133	百万円 124,959	百万円 116,810
経常利益	百万円 6,123	百万円 7,519	百万円 6,981	百万円 9,209
当期純利益	百万円 3,009	百万円 5,614	百万円 5,259	百万円 7,338
1株当たり当期純利益	円 41.97	円 78.29	円 73.33	円 102.32
総資産	百万円 122,524	百万円 128,166	百万円 129,091	百万円 130,603
純資産	百万円 58,214	百万円 61,367	百万円 63,101	百万円 69,812
1株当たり純資産額	円 811.72	円 855.70	円 879.88	円 973.45

(注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は自己株式を除く期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(4) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ＢＸ新生精機株式会社	200百万円	100.0%	電動開閉機、各種昇降機、計測器の製造、販売
文化シヤッターサービス株式会社	110百万円	100.0%	各種シャッター等の修理点検
ＢＸゆとりフォーム株式会社	90百万円	100.0%	リフォームの設計・施工および請負ならびにそれらに関連する事業
ＢＸテンパル株式会社	30百万円	100.0%	商業施設・住宅用オーニング等の製造、販売

(5) 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

当社グループは、各種シャッター、住宅用建材、ビル用建材および建築用金物等の製造販売とその保守点検・修理ならびに注文家具の製造販売、保険代理業、住宅リフォーム事業を行っております。

(6) 主要な営業所および工場（2021年３月31日現在）

① 当社の営業所

名称	所在地	名称	所在地
北海道支店	北海道	ステンレス部	東京都
東北支店	宮城県	パーティション部	東京都
関越支店	群馬県	シャッター特需部	東京都
東関東支店	千葉県	止水事業部	東京都
首都圏支店	東京都	特殊建材事業部	東京都
住宅建材東日本支店	東京都	住建特需事業部	東京都
東日本設計施工統括部	東京都	中部支店	愛知県
首都圏ビル建材支店	東京都	関西支店	大阪府
リニューアル支店	東京都	住宅建材西日本支店	大阪府
スチールドア部	東京都	西日本設計施工統括部	大阪府
マンションドア部	東京都	中四国支店	広島県
福祉住環境部	東京都	九州支店	福岡県

② 当社の工場

名称	所在地	名称	所在地
千歳工場	北海道	姫路工場	兵庫県
秋田工場	秋田県	御着工場	兵庫県
小山工場	栃木県	福岡工場	福岡県
掛川工場	静岡県		

③　子会社の主要な事業所

名　　称	所　在　地	主な事業内容
文化シヤッターサービス株式会社	東　京　都	各種シャッター等の修理点検
ＢＸ新生精機株式会社	兵　庫　県	電動開閉機、各種昇降機、計測器の製造、販売
ＢＸテンパル株式会社	東　京　都	商業施設・住宅用オーニング等の製造、販売
ＢＸあいわ株式会社	東　京　都	保険代行、リース紹介および斡旋、旅行業
ＢＸ沖縄文化シヤッター株式会社	沖　縄　県	各種シャッターおよび関連製品の製造、販売
ＢＸケンセイ株式会社	大　分　県	スチール建具、スチールドアの製造、販売
ＢＸ文化パネル株式会社	大　阪　府	可動間仕切、トイレブースおよび金属製ドアの製造、販売
ＢＸティアール株式会社	埼　玉　県	戸建住宅、マンション等の玄関用金属製ドア、パーティション等の製造、販売
ＢＸゆとりフォーム株式会社	東　京　都	リフォームの設計・施工および請負ならびにそれらに関連する事業
ＢＸ紅雲株式会社	愛　知　県	ステンレス建材、ステンレス製特定防火設備等の製造、販売
ＢＸ鐵矢株式会社	千　葉　県	鉄骨、鉄扉、金属製窓枠、建築用諸金物の製造、販売、現場施工
ＢＸ東北鐵矢株式会社	山　形　県	鉄骨、鉄扉、金属製窓枠、建築用諸金物の製造、販売、現場施工
ＢＸ朝日建材株式会社	徳　島　県	スチール建材およびスチールドアの製造、販売
ＢＸ西山鉄網株式会社	東　京　都	住宅向け基礎鉄筋ユニットおよび溶接金網、ラス等の製造、販売
ＢＸカネシン株式会社	東　京　都	建築用諸金物の製造、販売
ＢＸＴＯＳＨＯ株式会社	神　奈　川　県	木造住宅の建築設計
BX BUNKA VIETNAM Co.,Ltd.	ベトナム社会主義共和国	各種シャッター、ドアの製造、販売
BX BUNKA AUSTRALIA PTY LTD	オーストラリア連邦	ガレージドアの製造、販売
株式会社エコウッド	福　岡　県	木材・プラスチック再生複合材の製造および販売

（注）連結子会社ＢＸ文化工芸株式会社は、2020年４月１日付をもって、同じく連結会社ＢＸティアール株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅いたしました。

(7) 使 用 人 の 状 況 (2021年３月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数
シャッター関連製品事業	2,014名 (614名)
建材関連製品事業	1,400名 (435名)
サービス事業	972名 (103名)
リフォーム事業	188名 (50名)
その他	109名 (33名)
全社(共通)	81名 (13名)
合計	4,764名 (1,248名)

(注) 1．従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いている。）は、( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2．全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,950名	２名減	43.5歳	17.2年

事業区分	従業員数
シャッター関連製品事業	1,276名 (477名)
建材関連製品事業	568名 (205名)
サービス事業	6名 (－名)
リフォーム事業	3名 (13名)
その他	16名 (5名)
全社(共通)	81名 (13名)
合計	1,950名 (713名)

(注) 1．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いている。）は、( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2．全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況（2021年３月31日現在）

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	500
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	314
三井住友信託銀行株式会社	200

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2021年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　288,000,000株
② 発行済株式の総数　72,196,487株
（自己株式480,010株を含む）
③ 単元株式数　100株
④ 株主数　3,747名
⑤ 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	株	%
文化シヤッター関連企業持株会	5,439,077	7.58
インタートラスト トラスティーズ（ケイマン）リミテッド ソールリー イン イッツ キャパシティーアズ トラスティー オブ ジャパン アップ	3,970,900	5.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,723,800	5.19
第一生命保険株式会社	3,260,978	4.54
株式会社みずほ銀行	2,934,873	4.09
文化シヤッター社員持株会	2,674,174	3.72
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,173,000	3.02
株式会社淀川製鋼所	1,669,000	2.32
東京海上日動火災保険株式会社	1,560,901	2.17
ジェーピー モルガン チェースバンク 385632	1,203,000	1.67

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況（2021年３月31日現在）

2018年８月28日開催の取締役会決議に基づき発行した「2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」（額面総額100億円）に付された新株予約権の概要

新株予約権の数	1,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	当社普通株式（単元株式数100株） 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権と引換えに払い込む金銭	本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
転換価額	1,027.2円
新株予約権の行使期間	2018年９月27日から2023年８月30日まで （行使請求受付場所現地時間）
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2021年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況等
代表取締役会長	茂木哲哉	
代表取締役社長	潮崎敏彦	執行役員社長
取締役	嶋村悦典	常務執行役員　製造、設計、施工、新事業、商品開発担当
取締役	小倉博之	常務執行役員　営業担当
取締役	大島亨	上席執行役員　新事業・特需事業本部長
取締役	藤田義徳	上席執行役員　東日本事業本部長
取締役	三田充	上席執行役員　ビル建材事業本部長
取締役	市川治彦	上席執行役員　業務担当
取締役	山﨑浩樹	上席執行役員　西日本事業本部長
取締役監査等委員（常勤）	西川秀行	
取締役監査等委員（社外）	飯名隆夫	
取締役監査等委員（社外）	藤田昇三	アセットマネジメントＯｎｅ株式会社　社外取締役監査等委員 株式会社エコス　社外取締役 三機工業株式会社　社外監査役
取締役監査等委員（社外）	阿部和史	

（注）１．取締役、飯名隆夫、藤田昇三、阿部和史の３氏は社外取締役であります。
２．当社は、飯名隆夫、藤田昇三、阿部和史の３氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
３．監査等委員である取締役西川秀行氏は、当社における経理部門での業務経験を有しており、税務、財務および会計についての相当程度の知見を有しております。
４．監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、社内の重要会議への出席、業務執行取締役および使用人等からの情報収集ならびに内部監査部門との連携を図るため、取締役西川秀行氏を常勤の監査等委員として選定しております。
５．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者に対して損害倍書がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

５．決算期後の担当および重要な兼職の状況等の変更は次のとおりであります。

年　月　日	地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況等
2021年４月１日	代表取締役会長	潮　崎　敏　彦	
	代表取締役社長	小　倉　博　之	執行役員社長
	取　締　役	嶋　村　悦　典	取締役専務執行役員 設計、施工、新事業、商品開発担当
	取　締　役	藤　田　義　徳	取締役常務執行役員 営業担当
	取　締　役	三　田　　充	取締役常務執行役員 東日本事業本部長
	取　締　役	市　川　治　彦	取締役常務執行役員 業務担当
	取　締　役	茂　木　哲　哉	取締役
	取　締　役	大　島　　亨	取締役

【参考】

2021年４月１日現在の執行役員（取締役兼務者を除く。）は次のとおりであります。

常務執行役員	谷　　久　夫	営業開発事業本部長
常務執行役員	佐久間　博　志	営業推進部長
常務執行役員	大　澤　愼　一	営業企画部長
常務執行役員	大　岡　忠　仁	製造担当
常務執行役員	和根崎　淳　一	ドア事業部長
常務執行役員	岡　本　一　也	情報システム部長
常務執行役員	松　山　成　強	ＣＳＲ統括部長
常務執行役員	石　倉　則　夫	商品開発部長
執行役員	葛　西　　仁	パーティション事業部長
執行役員	石　井　　誠	リニューアル支店長
執行役員	元　木　幸一郎	設計施工企画部長
執行役員	神　藤　定　幸	東日本設計施工統括部長
執行役員	泉　谷　　透	シャッター事業部長
執行役員	天　野　　治	メンテナンス事業部長
執行役員	西　村　浩　一	経理部長
執行役員	蓮　見　幸　夫	小山工場長
執行役員	髙　橋　章　文	経営企画部長
執行役員	小野瀬　　智	首都圏支店長
執行役員	高　橋　浩　二	東関東支店長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、2017年６月27日開催の第71期定時株主総会において定款を変更し、下記のとおり、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）の責任限定契約に関する規定を設けております。

取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との責任限定契約

当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	419	419	－	－	9
取締役（監査等委員）（社外取締役を除く。）	21	21	－	－	1
社外役員	21	21	－	－	3
合計	461	461	－	－	13

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2017年６月27日開催の第71期定時株主総会において年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と承認いただいております。

３．監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年６月27日開催の第71期定時株主総会において年額100百万円以内と承認いただいております。

④ 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

ア．基本報酬に関する方針

当社の取締役報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内で、会社業績、役位、職責、貢献度、世間水準および社員給与とのバランス等を考慮して取締役会において決定します。

イ．業績連動報酬に関する方針

実施していません。

ウ．非金銭報酬等に関する方針

実施していません。

エ．報酬等の付与時期や条件に関する方針

取締役報酬は原則として、年額の12分の１を社員給与の支給日に合わせて当月分を支払うものとします。また、役員賞与を支給する場合は、会社の業績等を勘案し、取締役会の決議を経て決定し、その後速やかに支払うものとします。

オ．報酬等の決定の委任に関する事項

各取締役に対する具体的な月額報酬ならびに役員賞与の個別額の決定は取締役会から代表取締役に一任するものとします。また、事前に代表取締役と監査等委員会との協議により、独立社外取締役の関与や助言を受けたうえで取締役会に付議するものとします。

⑤　社外役員に関する事項

ア．他の法人等の重要な兼職の状況

取締役監査等委員藤田昇三氏はアセットマネジメントＯｎｅ株式会社の社外取締役監査等委員および株式会社エコスの社外取締役ならびに三機工業株式会社の社外監査役であります。
なお、当社とアセットマネジメントＯｎｅ株式会社、株式会社エコス、三機工業株式会社との間に特別の関係はありません。

イ．社外役員の事業年度中の取締役会および監査等委員会での活動状況

ａ．当事業年度開催の取締役会および監査等委員会への出席状況

区　　分	取締役会（９回開催）		監査等委員会（９回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役飯名隆夫	９回	100.0%	９回	100.0%
取締役藤田昇三	９回	100.0%	９回	100.0%
取締役阿部和史	９回	100.0%	９回	100.0%

ｂ．当事業年度における主な活動状況および果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

・飯名隆夫氏は、建設会社の元代表取締役副社長として、建設業界における企業経営者としての豊富な経験と高い見識を通じて、取締役会やその他の社内重要会議において意見を述べるなど、当社事業活動への助言やコーポレート・ガバナンス強化への提言等を行っております。
また、取締役候補者の選定や各取締役の個別報酬額等については、取締役会への付議に先立ち代表取締役との事前協議において意見を述べるなど、当社取締役会および監査等委員会の意思決定の妥当性、適正性の確保に貢献しております。

・藤田昇三氏は、元検察官および弁護士として法律分野に精通した豊富な知識と高い見識を有しており、取締役会やその他の社内重要会議において意見を述べるなど、当社事業活動への助言やコーポレート・ガバナンス強化への提言等を行っております。
また、取締役候補者の選定や各取締役の個別報酬額等については、取締役会への付議に先立ち代表取締役との事前協議において意見を述べるなど、当社取締役会および監査等委員会の意思決定の妥当性、適正性の確保に貢献しております。

・阿部和史氏は、金属素材メーカーにおける豊富な実務経験および監査役としての職務経験による高い見識から、取締役会やその他の社内重要会議において意見を述べるなど、当社事業活動への助言やコーポレート・ガバナンス強化への提言等を行っております。
また、取締役候補者の選定や各取締役の個別報酬額等については、取締役会への付議に先立ち代表取締役との事前協議において意見を述べるなど、当社取締役会および監査等委員会の意思決定の妥当性、適正性の確保に貢献しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名　　称　　東陽監査法人

② 報 酬 等 の 額

	支　払　額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	47百万円
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2．当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価および分析、会計監査の職務遂行状況ならびに報酬見積りの算出根拠の相当性について必要な検証を行ったうえで会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

③ 非監査業務の内容
該当する事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
当社監査等委員会は、当社都合による場合および当社の「監査等委員会規定」等に定める事項による場合ならびに会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。
また、当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められるときは、監査等委員会の決議に基づき、当社監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、当社監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

3．会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社および当社の子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア．当社グループの取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「文化シヤッターグループＣＳＲ憲章」のもとに役員および従業員の行動規範を定めている。

イ．当社の監査等委員会は、独立した立場から内部統制システムの整備状況、運用状況を含めて、適法性および妥当性の観点から取締役の職務執行の監査等を行う。

ウ．当社の内部監査部門は、「内部監査規定」等に基づき、監査等委員会等との連携を図り、子会社を含めた各部門の監査を行う。

エ．当社グループとして、金融商品取引法および関係法令に基づき「財務報告に係る内部統制」の対応体制を構築し、全ての業務において継続的に整備を進めて行く。

オ．問題の未然防止、早期発見と早期解決を目的として「公益通報者保護規定」に基づく通報窓口を社外に設置し、当社グループの全従業員から報告を受け付ける体制を整備している。

カ．「文化シヤッターグループＣＳＲ行動指針」に基づいて、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力および団体とは、決して関わりを持たず、不当な要求等に対しては、弁護士、警察等とも緊密に連携し、毅然とした姿勢で対応する。

キ．今後においても、適宜、コンプライアンス体制およびリスク管理体制を整備して行く。

② 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、取締役会およびその他の重要会議の議事録、稟議書、その他の職務の執行に係る情報（電磁的情報を含む。）を、法令、定款および「取締役会規定」、「文書管理規定」等の社内規定の定めるところに従い適切に保存し、かつ管理する。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア．情報の管理については「内部情報管理規定」等の社内規定の定めるところに従い内部情報等（電磁的情報を含む。）を適切に管理する。

イ．製品についてのお客様からの問い合わせに迅速に対応するため、社内規定等のルールの明確化および「商品履歴管理システム」の導入、「お客様相談室」の設置などの体制を構築しており、今後も整備を進める。

ウ．取締役については取締役会の決議に基づき、従業員については「職務分掌規定」等の社内規定に基づき、それぞれ職務担当および権限が規定され、責任の所在を明確化しているとともに、ＣＳＲ担当部門を中心として、全社的な教育・啓蒙を行うなど、コンプライアンス体制およびリスク管理体制の強化を進める。

エ．当社グループの経営に影響をおよぼすような危機が発生した場合にとるべき対応について「経営危機対応規定」を制定し、万一の場合に備えており、今後も適宜、見直しをして行く。

④　当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア．取締役は、中・長期経営計画をはじめとした経営の執行方針および法令において定められている事項等の経営に関する重要事項を決定し、従業員の業務執行状況を監督する。

イ．取締役会の決議により、各取締役の担当職務等が決定され、担当職務ごとに権限の分配を行っている。

ウ．「職務分掌規定」等に基づいて、部門、職位ごとに役割および権限分担を行うと同時に、「稟議規定」等において、取締役および従業員の決裁権限を明確に定めている。

⑤　子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ア．「子会社管理規定」等の定めるところに従って、各子会社は事業の経過および財産の状況ならびにその他の重要事項について、定期的に当社への報告を行うものとする。

イ．子会社の役員および従業員は、当社の監査等委員会から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告および情報提供を行うものとする。

⑥　監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制

ア．監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、当社の従業員を任命する。

イ．重要事項については、内部監査部門等が、適宜、監査等委員会の補助体制をとることとする。

⑦　前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

前号の従業員については、その独立性を確保するために、任命および解任ならびに人事異動については、監査等委員会の同意を必要とする。

⑧　当社グループの取締役および従業員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

ア．取締役は、業務執行の意思決定機関である取締役会において決議した事項ならびに法令、定款に違反するおそれのある場合、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見した場合は、当該事実に関する事項を監査等委員会に報告するものとする。
また、監査等委員である取締役は、必要があると認めるときは、社内の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

イ．従業員が会社の目的とする範囲外の行為、その他法令・定款に違反をするおそれのある場合および会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見した場合は、当該事実に関する事項を監査等委員会に報告するものとする。

ウ．「公益通報者保護規定」に基づく通報窓口（社外）が当社グループの役員および従業員から通報を受けたときには、当社の内部通報担当部門に報告するものとし、当社の内部通報担当部門は、内部通報の状況等について監査等委員会に報告するものとする。

エ．当社グループは、上記の報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いをすることを禁止する。

⑨　監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求したときは、請求にかかる費用または債務が監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、その請求に応じるものとする。

⑩　その他監査等委員会による監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア．監査等委員会は、職務の遂行に必要と判断したときは、取締役および従業員ならびに会計監査人に対して報告を求めることができる。

イ．監査等委員会は、代表取締役および業務執行取締役等と定期的に情報や意見の交換を行うものとする。

ウ．監査等委員会は、内部監査部門および会計監査人と随時、情報や意見の交換を行うものとする。

エ．監査等委員会が取締役会をはじめとした重要会議の議事録および稟議書等を閲覧できる体制を整備するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組みの状況

「文化シヤッターグループＣＳＲ憲章」等を制定し、コンプライアンス体制の強化を図り、違法行為を未然に防止するとともに、違法行為の早期発見および是正ならびに再発防止を目的とした施策として「公益通報者保護規定」に基づく通報窓口を外部弁護士事務所に設置しております。

また、定期的に全役員および従業員を対象に主に当社グループの事業活動に関連する諸法令等についてのコンプライアンス教育を実施し、法令知識の習得およびコンプライアンス意識の向上に努めております。

② 職務執行の適正性および効率性の確保に関する取組みの状況

当社では、取締役会の決議に基づき各取締役の担当職務を決定し、役割、権限の分配が明確化されていると同時に、経営の監督と業務執行を分離させるために執行役員制度を採用しております。

当事業年度においては取締役会を９回開催し、社外取締役からの意見等を踏まえたうえで重要事項の審議、決定を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する取組みの状況

「経営危機対応規定」の定めに基づき、当社グループの経営に影響をおよぼすような危機発生に対する体制を整備しております。なお、当事業年度中は同規定に基づき、社長を本部長とする経営危機対策本部を設置するような事案は発生しておりません。

また、製品トラブルによる事故やお客様からのクレームに迅速に対応すべく製品保証に関連する内規を整備するとともに、お客様相談室を設置し、お客様から寄せられる情報を事業活動に反映させる体制を整備しており、お客様相談室は定期的にその情報を社内に周知し、情報の共有を図っております。

情報管理については「内部情報管理規定」および「電子情報管理規定」等の定めに基づき、公開前および社外秘情報の適切な管理を行うとともに、「マイナンバー制度」に対しても、「特定個人情報保護規定」を制定し、お客様およびお取引先情報の適切な管理を徹底しております。

④　グループガバナンス体制構築に関する取組みの状況

「子会社管理規定」等の定めに基づき、各子会社は事業の経過および財産の状況ならびにその他の重要事項について、定期的に担当取締役および担当部門への報告を行っております。

また、当社の監査等委員会および内部監査部門は子会社への往査を通じて適切に監査を行っております。

⑤　監査等委員会の監査が実効的に行われることに関する取組みの状況

当社の監査等委員会は社外取締役３名を含む４名で構成されており、当事業年度においては監査等委員会を９回、代表取締役とのミーティングを３回開催し、全ての監査等委員である取締役が出席しております。

また、常勤の監査等委員である取締役は、取締役会のほかに常務会やその他の重要会議に出席し、必要であれば意見を述べるとともに、各部門や子会社への往査（新型コロナウイルス感染拡大防止のためのリモート監査等を含む。）を通じて取締役の業務執行の監査を行っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当政策の基本的な考え方は、財務体質の強化と安定的な利益確保により、株主の皆様への安定配当を継続しつつ、当該事業年度の業績を勘案して配当額を決定することとしております。

なお、当社は、より機動的な配当政策を図るための整備の一環として、2017年６月開催の当社第71期定時株主総会において定款変更を行い、会社法第459条第１項の規定に基づき取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定めておりますが、当事業年度の剰余金の配当（期末配当）につきましては、従前と同様に上記の基本方針に沿ったうえで株主総会へ議案を上程し、その決定につきましては、株主の皆様にお諮りいたします。

（注）当事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	97,443
現金及び預金	37,179
受取手形及び売掛金	39,804
商品及び製品	11,954
仕掛品	1,001
原材料及び貯蔵品	4,317
その他の流動資産	3,285
貸倒引当金	△ 99
固定資産	70,907
有形固定資産	33,212
建物及び構築物	11,134
機械装置及び運搬具	5,014
工具、器具及び備品	789
土地	12,630
リース資産	1,181
使用権資産	2,203
建設仮勘定	258
無形固定資産	9,234
のれん	4,211
その他の無形固定資産	5,022
投資その他の資産	28,460
投資有価証券	18,658
退職給付に係る資産	1,672
繰延税金資産	5,496
その他の投資その他の資産	2,933
貸倒引当金	△ 300
資産合計	168,350

負債の部	
科目	金額
流動負債	49,844
支払手形及び買掛金	28,228
短期借入金	1,727
リース債務	733
未払法人税等	2,355
未払費用	5,723
賞与引当金	3,666
役員賞与引当金	179
工事損失引当金	69
その他の流動負債	7,160
固定負債	34,023
転換社債型新株予約権付社債	10,000
長期借入金	21
リース債務	3,108
役員退職慰労引当金	366
退職給付に係る負債	19,102
受入保証金	581
資産除去債務	50
その他の固定負債	791
負債合計	83,868
純資産の部	
株主資本	81,370
資本金	15,051
資本剰余金	12,304
利益剰余金	54,171
自己株式	△ 157
その他の包括利益累計額	2,933
その他有価証券評価差額金	3,960
土地再評価差額金	△ 76
為替換算調整勘定	△ 995
退職給付に係る調整累計額	45
非支配株主持分	178
純資産合計	84,482
負債・純資産合計	168,350

連結損益計算書

〔2020年４月１日から
2021年３月31日まで〕

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		173,143
売上原価		126,348
売上総利益		46,794
販売費及び一般管理費		36,280
営業利益		10,514
営業外収益		
受取利息	20	
受取配当金	289	
持分法による投資利益	354	
為替差益	682	
その他の営業外収益	352	1,699
営業外費用		
支払利息	198	
貸倒引当金繰入額	11	
その他の営業外費用	94	304
経常利益		11,910
特別利益		348
特別損失		30
税金等調整前当期純利益		12,227
法人税、住民税及び事業税	4,044	
法人税等調整額	△ 235	3,808
当期純利益		8,419
非支配株主に帰属する当期純利益		19
親会社株主に帰属する当期純利益		8,399

貸借対照表

(2021年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	65,193
現金及び預金	19,148
受取手形	8,568
電子記録債権	3,613
売掛金	18,081
商品及び製品	9,692
仕掛品	422
原材料及び貯蔵品	2,174
前渡金	1,942
前払費用	354
未収入金	509
短期貸付金	671
立替金	44
その他の流動資産	13
貸倒引当金	△ 44
固定資産	65,409
有形固定資産	19,065
建物	6,244
構築物	466
機械及び装置	2,585
車両運搬具	23
工具、器具及び備品	536
土地	8,105
リース資産	874
建設仮勘定	229
無形固定資産	2,252
特許権	33
ソフトウェア	1,628
借地権	105
電話加入権	131
リース資産	23
その他の無形固定資産	330
投資その他の資産	44,092
投資有価証券	9,833
関係会社株式	22,461
出資金	17
長期貸付金	6,619
破産更生債権等	171
長期前払費用	19
差入保証金	28
事業保険積立金	685
敷金	863
繰延税金資産	3,275
前払年金費用	1,035
その他の投資等	275
貸倒引当金	△ 983
投資損失引当金	△ 210
資産合計	130,603

負債の部	
科目	金額
流動負債	36,496
支払手形	5,661
電子記録債務	10,673
買掛金	5,544
短期借入金	1,000
リース債務	379
未払金	317
未払法人税等	1,299
未払消費税等	1,291
未払費用	4,326
前受金	3,072
預り金	221
賞与引当金	2,143
役員賞与引当金	150
工事損失引当金	69
設備関係支払手形	347
固定負債	24,293
転換社債型新株予約権付社債	10,000
リース債務	620
退職給付引当金	12,965
役員退職慰労引当金	112
受入保証金	542
長期前受収益	8
資産除去債務	44
負債合計	60,790
純資産の部	
株主資本	66,164
資本金	15,051
資本剰余金	12,302
資本準備金	9,151
その他資本剰余金	3,151
利益剰余金	38,961
その他利益剰余金	38,961
土地圧縮積立金	31
別途積立金	31,000
繰越利益剰余金	7,929
自己株式	△ 151
評価・換算差額等	3,648
その他有価証券評価差額金	3,648
純資産合計	69,812
負債・純資産合計	130,603

損 益 計 算 書

〔2020年４月１日から
2021年３月31日まで〕

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		116,810
売上原価		89,203
売上総利益		27,607
販売費及び一般管理費		22,049
営業利益		5,557
営業外収益		
受取利息	103	
受取配当金	2,718	
為替差益	681	
貸倒引当金戻入額	85	
その他の営業外収益	190	3,779
営業外費用		
支払利息	30	
その他の営業外費用	97	127
経常利益		9,209
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	243	
課徴金返還額	63	307
特別損失		
固定資産除却損	22	
投資損失引当金繰入額	90	112
税引前当期純利益		9,405
法人税、住民税及び事業税	2,097	
法人税等調整額	△ 30	2,066
当期純利益		7,338

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月11日

文 化 シ ヤ ッ タ ー 株 式 会 社
　取締役会　御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　裕　子　㊞

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　早　﨑　　信　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、文化シヤッター株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、文化シヤッター株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月11日

文 化 シ ヤ ッ タ ー 株 式 会 社
　取締役会　御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士 鈴　木　裕　子 ㊞

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士 早　﨑　　信 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、文化シヤッター株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、令和２年４月１日から令和３年３月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会の決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当該事業年度の監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席（新型コロナ感染拡大防止のため、リモート等出席を含む。）し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を監査等（新型コロナ感染拡大防止のためのリモート等監査を含む。）により調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、事業及び財産の状況をリモート監査等により調査いたしました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する運用状況についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組み（買収防衛策）は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和３年５月12日

文化シヤッター株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員	西　川　秀　行	㊞
監査等委員（社外・独立役員）	飯　名　隆　夫	㊞
監査等委員（社外・独立役員）	藤　田　昇　三	㊞
監査等委員（社外・独立役員）	阿　部　和　史	㊞

（注）監査等委員　飯名隆夫、藤田昇三及び阿部和史は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

メ　　モ

メ　　モ

株主メモ

事業年度	毎年４月１日から翌年の３月31日まで
定時株主総会	６月下旬
基準日	３月31日 その他必要があるときは、あらかじめ公告する一定の日
配当の基準日 期末配当 中間配当	 ３月31日 ９月30日
公告方法	当社ホームページに掲載（URL https://www.bunka-s.co.jp/） ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載いたします。 ※貸借対照表、損益計算書は、ＥＤＩＮＥＴ（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）にて開示しております。
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒１６８－００６３ 東京都杉並区和泉二丁目８番４号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
（電話照会先）	電話　０１２０－７８２－０３１（フリーダイヤル） 取次事務は、三井住友信託銀行株式会社の本店および全国各支店で行っております。

【住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について】
株主様の口座のある証券会社にお申出下さい。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出下さい。
【未払配当金の支払いについて】
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出下さい。

■トピックス

関西国際空港プロジェクト　ＢＸグループの力が結集した止水対策

2018年9月、非常に強い勢力の台風21号が西日本を襲いました。西日本の国際的な玄関口である関西国際空港は、暴風で流されたタンカーが連絡橋に衝突して物流がストップするなど、企業の経済活動に大きな影響を及ぼしただけでなく、高潮の影響で滑走路や地下の電源施設などが広い範囲で浸水しました。

文化シヤッターグループでは、関西国際空港の浸水対策に取り組んだ通称「関空プロジェクト」を立ち上げました。関空プロジェクトは採用された商品により３つのプロジェクトに分かれており、お客様のご要望を実現するために一体感を持ち取り組んでまいりました。プロジェクト終了後もメンテナンス対応でお客様との関係を継続させており、引き続きお客様のお役に立てられるよう文化シヤッターグループはさらなる発展を目指してまいります。



アクアフロート

浮力起伏式止水板「アクアフロート」は、空港の地下に繋がる入口に採用していただきました。これまで製作したことがない図面、24時間稼働している空港における施工時間の制約など、課題を解決し施工することができました。水の浮力だけで自動で起伏するため、急な豪雨水面が上昇しても浸水を防ぐことができます。



アクアード

止水ドア「アクアード」は、空港の地下階に採用していただきました。数百か所の止水製品の施工を１年で完了させるというスケジュール感の中、グループ会社であるＢＸ紅雲(株)、ＢＸ朝日建材(株)および当社御着工場、工事会社の方々と力を合わせ、施工することができました。浸水があった場合でも屋内への漏水量を格段に抑えることができ、高い止水性能を発揮します。



止めピタ

簡易型止水シート「止めピタ」は、空港の既設シャッターへの取り付けで採用していただきました。台風対策用にアレンジした使用での施工となりました。急な浸水でもすぐに取り付けられ、非常にコンパクトな仕様です。



第75期定時株主総会会場ご案内図

会場

文化シヤッター株式会社　東京都文京区西片一丁目17番3号



交通

A 都営地下鉄三田線
春日駅（A5/A6出口）より　徒歩 3 分

B 都営地下鉄大江戸線
春日駅（A6出口）より　徒歩 3 分

C 東京メトロ南北線
後楽園駅（8番出口）より　徒歩 7 分

D 東京メトロ丸ノ内線
後楽園駅（4b出口）より　徒歩12分

E ＪＲ総武線
水道橋駅（東口出口）より　徒歩15分

F 文京区コミュニティバス
文化シヤッター前下車　徒歩 0 分



FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。